

1 1 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

決議第1号

令和3年12月17日

提出議案

決議第1号	草津市気候非常事態宣言～2050カーボンニュートラルへの決意～ の決議（案）	2
-------	---	---

決議第1号

草津市気候非常事態宣言～2050カーボンニュートラルへの決意～
の決議（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和3年12月17日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

横江 政則

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

決議第1号

草津市気候非常事態宣言～2050カーボンニュートラルへの決意～ の決議（案）

近年、世界各地で、地球温暖化の影響による異常気象が相次いでいます。2015年に採択された「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を、2℃未満とすることを目指し、1.5℃までに抑える努力を続けていくとしています。日本は、この目標を踏まえ、2020年10月に、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル」を目標に掲げました。

草津市には、市民、事業者、団体等と市役所の協働により、地域の地球温暖化対策を進めてきた歴史があります。2007年には、「愛する地球のために約束する草津市条例」を制定して、みなさんと市長が地球のために約束する協定を結ぶことで、協力し合って地球温暖化を防ぐとともに、その後、気候変動に適応するための仕組みを作りました。また、2009年には、私たちがそれぞれの枠組を超えた協力体制のもと、地域ぐるみで地球温暖化対策を進めるための組織として、「草津市地球冷やしたい推進協議会」を設立して、様々な取組を行ってきました。

気候変動による危機が迫るなか、今一度、私たち一人ひとりが脱炭素社会づくりに向けて自らの役割を確認し、より積極的な行動に移す時が来ています。そこで、草津市は、SDGsの理念を踏まえ、それぞれの役割の中で取組をさらに進めるとともに、共に協力し合うことで、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、ここに草津市気候非常事態を宣言します。

令和3年12月17日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎